

令和3年度12月補正(その3)予算の概要

(単位:千円、%)

区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	増減率	備考
一般会計	25,132,298	1,167,519	26,299,817	4.6	
特別会計(補正予算なし)	12,840,072	—	12,840,072	—	
一般・特別会計 計	37,972,370	1,167,519	39,139,889	3.1	

1. 予算編成の考え方【補正総額1,167,519千円】

一般会計

【1,167,519千円】

国の補正予算を活用し、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に苦しむ生活困窮世帯や子育て世帯へ10万円を支給するための事業費を予算化



- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業
- ・子育て世帯への臨時特別給付事業

2. 主な事業

(単位:千円)

【一般会計】

補正額 1,167,519千円

国の補正予算を活用した事業・・・補正額 1,167,519千円

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業 (生活福祉課) 742,744

生活困窮世帯へ10万円を支給

- ・国の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の予算を活用し、住民税均等割の非課税世帯等へ10万円の給付を行うもの。

▼給付対象者_令和3年12月10日現在、本市に住民登録されている世帯で

- ・令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- ・令和3年1月以降の家計急変世帯

▼給付方法

対象世帯に案内文書と確認書を送付した後に口座振込

②子育て世帯への臨時特別給付事業 (保険年金課) 424,775 子育て世帯へ10万円を支給

- ・国の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の予算を活用し、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円の給付を行うもの。

※中学生以下の5万円給付分については予算化済

▼給付対象者

0歳から高校3年生(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子)の児童がいる世帯のうち、一定の所得を下回る世帯(児童手当の所得制限限度額以上の世帯は対象外)

▼給付方法

- ・9月分の児童手当受給者等、所得や口座等を把握している世帯は原則申請不要(確認書を送付した後に口座振込)
- ・上記以外の世帯には申請書を送付し、受付後に口座振込(随時)